生活保護受給者の就労実態

――元野宿生活者の生活誌をもとに――

渡辺拓也

はじめに

本稿の目的は生活保護受給者1)の就労実態を明らかにすることである。生活保護は現代 日本の社会保障制度において「最後のセーフティネット」として位置づけられている。生活 保護受給者は、制度的に稼働能力があると判断された場合には就労指導を受ける。これは「自 立助長 | 的な制度運用の現れであるが、就労は生活保護受給者本人にとっても社会参加の機 会の一つとして重要なものだと言える。生活保護受給者の就労にまつわるこれまでの研究を 見ると、就労支援について扱ったものや制度運用に関するものは多いが、生活保護受給者自 身の就労実態について扱ったものは少ない。就労実態について扱った研究として朝比奈朋子 [2007] による研究がある。朝比奈は生活保護世帯における女性就労の特徴を量的なデータを 元に明らかにしている。朝比奈によれば、本人の年齢や健康状態に加え、世帯員の状況が就 労できる条件を阻害するという[前掲:90]。生活保護は最低生活水準を保障するものである。 生活保護下でその生活を豊かにする――あるいは保護からの脱却を目指す場合、当人(たち) の属性や様々な状況がその条件になる。この背景を具体的に把握していく必要がある。これ は単に生活保護受給者に関する問題ではない。生活保護を受給していることは生活保護を受 給していない母子世帯や貧困層の場合と比べて「恵まれた」状況にあるように見えるかもし れない。しかし、問題は生活保護を受給しているか否かではなく、困難な生活を強いられて いる窮乏層がいるということであり、彼/彼女が置かれた困難な状況を明らかにしていくこ とである。

本稿では、生活保護受給者への聞き取り調査によってえられた生活誌データをもとに、生活保護受給者の就労実態を明らかにする。調査対象者は特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構(以下、NPO 釜ヶ崎)から紹介を受けた。NPO 釜ヶ崎は大阪の寄せ場・釜ヶ崎で日雇い労働者や野宿生活者(ホームレス)を対象として活動する NPO 法人であり、調査対象者の多くは生活保護受給以前に野宿生活を経験している。野宿生活者への国や地方自治体による対応は 2002 年に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づいて行われている。稼働能力があり、健康上の問題も重くない比較的若い野宿生活者は生活保護受給よりも自立支援センターへの入所を勧められる。健康上の問題を抱えていたり、比較的高齢の野宿生活者には生活保護が運用されるようになっている 20。野宿生活者の自立支援には、自立支援センター入所後にアパートを借りて就労自立を果たした人や生活保護を受給し

て野宿生活から脱却した人が再び野宿生活に戻ってしまう問題もある。虹の連合による「もう一つの全国ホームレス調査」[大阪就労福祉居住問題調査研究会 2007]は、野宿生活、脱野宿後の生活とそれに関わる中間施設・支援団体の役割について調査している。脱野宿後の生活をどのように支えていけばよいかという課題への取り組みは始まったばかりである。また、ここには野宿生活者に特有の事情とともに、困難な生活を強いられている窮乏層に共通する課題があるのではないだろうか。野宿生活者の急増は都市下層の隠蔽の失敗であったと言われる[西澤 2005]。生活保護受給者がおかれた状況を明らかにすることは都市下層問題にもつながっている。

調査は 2008 年 8 月から 9 月にかけて行った。対象者 1 人当たりの聞き取りは 2 時間~ 4 時間かけて行い、聞き取り中にとったメモを元に聞き取り内容を書き起こしたものが生活誌である $^{3)}$ 。したがって、本稿で引用する生活誌データはテープ起こししたような対象者の直接的な語りではなく、語りを整理したものであり、聞き取りの状況も含んだ記述である。そのため、一部分のみを取り出して引用すると読者の混乱を招く場合が考えられる。そこで、引用の際は読みやすさを考慮して、文意を損なわない範囲での修正を施した。

調査対象者 23 人のうち、生活保護を受給しながら実際に就労した経験を持つ者・仕事探しをした経験を持つ者は 9 人だった。本稿では、この 9 人のケースをもとに議論を進める。 9 人のプロフィールを以下の表に整理した $^{4)}$ 。

表 調査対象者のプロフィール

ケース番号	年齢	プロフィール
ケース1	60歳代後半	生活保護受給開始時にまだ64 歳だったため求職活動を行い、3年半清掃の仕事に就く
ケース2	60歳代前半	CAD (※) の資格を活かした仕事を探している。実際にCAD を使った仕事に就いた経験もある。
ケース3	70歳代後半	今でも建設労働の仕事を探している(実際に働いてはいない?)。
ケース4	30歳代後半	知的障害があり、授産施設にて就労中。
ケース5	60歳代後半	4 年間求職活動を続けているが、採用には至っていない。
ケース6	60歳代前半	清掃の仕事をしている。
ケース7	50歳代後半	一時求職活動をしていたが、条件が合わないため、現在は 探していない。
ケース8	50歳代後半	マンションの管理の仕事をしている。
ケース9	30歳代前半	鬱病と難聴あり。精神保健手帳取得。求職活動をしていた が、就業できそうな仕事がないため、現在はしていない。

※「CAD」とはコンピュータを用いた設計のこと。

この9人はいずれも単身の男性であり、野宿生活を経験している。また、60歳代後半以上の高齢の人たちも多い。彼らは調査時点において就労指導の対象外であるが、過去の経験や考え方も語られているので対象に含めることとする。

彼らの就労を可能とする条件は何か。そして、就労の継続はいかにして可能になるのか。 裏返せば、これは彼らの就労や就労の継続を拒むものは何かということである。以下では、 就労機会を得るための求職活動の実態(1節)と実際に就労機会を得た後の仕事の実態(2節) を明らかにする。また就労を通して得られる社会的意義について議論するために彼らの労働 への意味付けについても取り上げ(3節)、最後に彼らをとりまく状況を考察する(4節)。

1 求職活動の実態

彼らの求職活動についての語りからは、そもそも選べる仕事が少ないという問題が浮かび上がってくる。また、求職活動に伴って発生する出費がネックとなっている。この2点について見てみよう。

1.1 選択肢の少なさ

対象者の多くは高齢であり、募集条件に合う仕事が少なく選択肢があまりない。ケース5では4年にわたってハローワークで仕事探しを続けた経験について以下のように語られている。

行くのは大阪市内のハローワーク。仕事は最初の頃はそこそこあった。この4年のうち、前半くらいは固定給の仕事を探していた。主に清掃の仕事。固定給で、厚生年金は入らないから、雇用保険のあるところを希望していた。これはよさそうだという会社はいくつかあったが、みんな(場所が)遠かった。例えば、大阪市北部の会社があったが、駅から離れた所にある、小さな町工場で、事務仕事で「帳面」をつけたり、掃除などの雑用をする仕事があったのだが、大阪府北部の市のようなところでは、行くだけで2時間もかかるため、働けなかった。

最近では固定給という条件では見つからなくなった。年齢制限でひっかかるようになり、時間給のもので探すようになった。(ケース 5)

年齢制限のため徐々に見つかる求人が少なくなっていき、それに合わせて自分が希望する 労働条件を検討し直し、条件を切り下げながら求職活動を行っている。また、地理的な問題 についても語られている。労働現場が居住地から遠い場合や就業時間によっては体力的に働 くことが難しいこともある。

ケース1の対象者は64歳の時に生活保護の支給が開始され、すぐに仕事を探しはじめて

いる。その時の経験は以下のように語られている。

年齢のこともあり、ハローワークなどでは見つからないので、NPO のスタッフが「老人専門の職業斡旋所」を紹介してくれ、そこでカードを作ると、翌日くらいには仕事が決まった。(「どんな仕事探したんですか」と訊くと) どんなって、(求人票) あったやつに決めたんや。(ケース 1)

この語りからも求職活動にあたって、選択肢がなかったことが伺える。彼はこの時、会社のビル清掃の仕事を得ている。これ以外にも清掃の仕事に就いたという事例が見られる。また、清掃の仕事に応募したという話は少なくない。清掃は高齢男性にも就労の可能性がある職種なのだ。しかし、これも容易にはいかないようである。

ドヤ生活だったときは就職活動の際、宿泊しているドヤの住所と電話番号を使っていた。だから仕事が見つからないのだと思っていた。生活保護を受けてから住所も電話も手に入れて、仕事に就けるのかと思ったが、なぜなのかやはり仕事は見つからない。保護を受けた後、役所の人に勧められて清掃の仕事の面接に2、3件行ったが、清掃の仕事は女の人を求めているらしく雇ってもらえなかった。公平にしないといけないから求人票には男女求むと書いてあるが、実際は女の人を求めている。(ケース2)

居宅保護を受けドヤや野宿ではない安定した住居を得ても、自分の期待通りに仕事は見つからなかった。このことは、職を求めてもそもそも就ける職そのものが圧倒的に少なく、就労自立が困難な人々が存在することを示唆しているのではないだろうか。

また、自分が就けそうだという仕事は他人にとっても条件が合う仕事であるのか、競争率が高くなる。S さんは、仕事探しの話をする間、「合う所がなかった」と繰り返し言っていた。

例えば、「マンションのゴミの放り出し」のような仕事。朝6時から仕事が始まるというような会社の仕事を見つけ、「いいな」と思ったが、自分がいいと思うような仕事はみんなそう思うんだろうね。面接の申し込みの電話をかけた際に、今何人くらい申し込みがあるのかと聞くと、「多数来ている」という返事だった。(ケース5)

大阪府の有効求人倍率を見ると、2008年10月の「清掃等」の有効求人倍率は常用で0.12倍、パートで0.63倍であり、その競争率の高さがわかる[ハローワーク梅田2008]。

年齢が若くとも、健康上の問題がある場合、働き続けることができるような仕事を見つけるのが難しい。ケース9の対象者は難聴の障害を持っており、また鬱病を抱え、他人の視線が極端に気になる傾向があるという。精神保健手帳3級を取得している⁵⁾。彼は今回の生活保護を受ける以前にも生活保護を受給していた経験があり、その時は新聞配達の仕事に就く

ことができたため、保護を打ち切られている。しかし、新聞配達の仕事は1ヶ月半しか続けることができず、野宿生活に至っている。彼は新聞配達の仕事ではなく、工場の仕事を希望する理由を以下のように語る。

求職活動はこの春先までは続けていた。当時は職安に週2、3回通っていた。製造関係の仕事を探していたが、いい求人はなかった。長時間の仕事ばかりだった。4、5時間の短時間の仕事を探していたが該当する求人がなかった。それゆえ、紹介状も書いてもらっていなければ、面接にも行っていない。

やりたい仕事は何かつくる仕事をしたい。以前、プラスチックを切る仕事を工場でしていたので、工場での仕事をしたいと思っている。NPO 釜ヶ崎に相談に行き始めたころは新聞配達の仕事への就労にこだわっていたが、今はそんなことはない。新聞配達はだいたい早朝は3時前から6時半、夕方は15時頃から17時30分頃まで。仕事に就き始めの頃は配達箇所を覚えるのが大変だが、一度ルートを覚えてしまうと困難は少ない。しかし、新聞配達は代わりの人がいないので、毎日朝・夕2回必ず出勤しないといけない。今の自分の状態だと毎日責任もって仕事に就けるかどうかわからないので新聞配達の仕事をすることに不安を覚える。工場仕事なら代わりの人もいるので休むことも可能だ。(ケース9)

ケース7のように、糖尿病や原因不明の腰痛や関節痛があり、条件の合う仕事が見つからないというケースもある。

求職活動は保護を受けた当初は職安に通ったりして探していたが、条件が合わず見つからなかった。今はしていない。(ケース7)

このように、年齢や健康上の理由によって選択肢が少なくなり、就労機会を得る障害となっていることがわかる。

1.2 求職活動における出費

次に、求職活動における出費の問題について見ていこう。求職活動をすることでかかるコストについてケース2では以下のように語られている。

行くだけで交通費、履歴書のお金(これもすぐに書ければいいが、間違えたら書き直さないといけない)、写真のお金と結構大きな出費になるので面接にいくつも行くことはできない。面接に行くためにワイシャツとネクタイは買ったが背広を買うお金はなかったので羽織る物は作業着になってしまった。

ネットや携帯は使っても使わなくても金額が引かれる。インターネットを光にしたから、現在、固定電話は500円である。携帯はプリペイドにしたから1年間10,000円でいける。受話にはお金はかからない。かけるときは1分100円かかる。就職活動中、会社に行く道に迷ったりしたときに使う。最近は道に公衆電話もないし携帯電話は必需品。保護費でやりくりしている。こんなんでもいろいろ考えてやってんねんで。あとのみんなはどないしてやってんのかな。本当は役所が背広とかを貸してくれたらいいのにと思う。(ケース2)

熱心に求職活動をすればするほど出費がかさむ。面接に行くために身だしなみを整える必要もある。現在の社会では、携帯電話も「贅沢品」ではなく、「必需品」ということになる。インターネットも本人が目指す職や仕事探しそのもののためには必需品になる。

面接を受けるために必要な交通費、履歴書や写真などの費用を生活保護費の中から捻出するのは決して容易なことではない。

食費は一日1,000円でおさめるようにしている。3食自炊している。(安売りの)スーパーTよう行くよ。Bもよう行く。食費は月3万円、これに就職活動のお金がかかるとパーになる。食費を削るしかない。(ケース2)

このように、求職活動をするためには食費を切り詰める以外にない。

職を得るためには資格や技術を習得する必要もあるだろう。ハローワークでは職業訓練の機会を無償で提供しており、ケース2の対象者はこれを利用している。しかし、ハローワーク以外の手段で資格や技術を習得するには多額な費用がかかる。

シルバー人材センターには時々行く。そこはパソコンなどを習うことができるが 1 回 4,000 円~5,000 円かかる。うまいことハローワークを通していかないと高くついてしょうがない。(ケース 2)

自宅での自主学習にも費用がかかる。彼は勉強するためのテキスト代がかさんでしまうと も語っている。前項で見たように、年齢や健康上の理由で就労機会を得にくい彼らは、資格 や技術の習得によって就労機会を増やす必要がある。

彼はハローワークで無償の講習会を利用した時のことを以下のように語る。

保護受給 1 年目の夏に CAD の講習会を職安でやっているのをハローワークの人が教えてくれ、それに応募した。若い人が優先されるので受けられないかなと思ったが補欠で通った。JWCAD と AutoCAD の講習を 3 ヶ月受けた。1 万円ほどの講習費を除いた授業料は無料だった。いい制度だ。(ケース 2) 6

ハローワークの講習会は競争率が高かったようだが、次節で見るように、彼は実際に CAD の技術を用いる仕事に就くことができている。

面接を受けるタイミング、仕事が始められるタイミングも重要である。金銭的に余裕がある時期でなければ面接に行く交通費を捻出できない。

月1回面接に行っている。医者には軽作業でも辞めておけといわれるが。CADの仕事はあまりない。月1回あったらいいほうだ。面接が月初めにあるものでないと面接にもいけない。交通費などがかかるのでお金に余裕があるときでないと。(ケース 2)

採用が決まり働きだしたとしても、最初の月の交通費も気にしなければならない。交通費が支給されるとしても、給料日までは自分で立て替えておかなければならない。仕事を始めるにあたり、新たに買いそろえなければならない細々とした物品の費用もバカにはならない。応募できそうな求人を見つけるだけでも大変なのに、それを見つけても応募できない場合がある。生活保護で支給される「最低限の文化的な生活」を送るための費用の中には、その生活を改善する取り組み(求職活動)のための費用が含まれていないのである。

2 仕事の実態

ここでは仕事の実態について、労働条件と労働実態、職場における人間関係、そして、働き続けることにおける困難の3点から見ていく。

2.1 労働条件と労働実態

数々の困難を乗り越えてようやく手に入れた仕事の労働条件はどのようなものなのだろうか。調査対象者が就くほとんどの仕事は時間給の仕事で各種保険はついていない 70 。例えば「大阪府北部にある外資系の会社で、その会社はコンピュータを使って仕事をしていた、従業員は10数人と少ないが、外国の人が頻繁に出入りする会社である。その会社で清掃の仕事。アルバイト、時給800円。週3日、朝7時 $^{7}9$ 時半まで2時間半働いた。保険などはなかった」(ケース1)。

ケース8の対象者は最低賃金の時給731円で清掃の仕事に就いて働いている。彼の場合、 求人時に提示された労働条件が実際に働きはじめてからのものと異なった。

生活保護を受けたのは4年前。3年前から仕事をしている。現在の生活に不平不満はいっさいない。ただ、勤務先ではいろいろと縛りがあるので、今の不満と言えばそれぐ

らいだ。マンションの掃除兼管理人をしている。ハローワークで紹介されて始めた。ハローワークの求人票には仕事内容に掃除しか含まれていなかったが、実際は騒音の苦情に対応するなど管理人としての仕事もやらされている。今の時代は人手があまっているので雇う側は「嫌だったらやめろ」という姿勢だ。

掃除の仕事で面接を受けたのに、なぜ管理までしないといけないのかという思いは強い。役所や NPO の人には仕事の不満を言っている。

仕事は「やめや」と言われたらやめるしかない。掃除関係の仕事をやっている人のほとんどが不満をもっているのだと思う。でも自分はみなさんのお金で生活をしているのだから、ありがたい。(ケース 8)

求職時に提示されていた以上の要求に不満を抱えつつも、それに従わざるをえない状況がある。「時給1,100円、休日は『土日祝日』と書いてあるが、書いてあることをそのまま真に受けては駄目」(ケース2)というように、ある程度の条件違反は仕方ないと受け止められている。ケース8では時間外労働を強いられる実態が語られている。

12 時までの勤務だが、12 時直前に管理人室に人が来たらその対応のために13 時まで働かないといけないこともある。一度、残業したと会社に報告したこともあるが、そのときは「なんで残業するねん」と酷く言われた。そのときは残業手当をもらえたが、そのように言われたので、今は残業しても言えないでいる。(ケース8)

その日の業務上の都合で就業時間が例外的に延びる場合がある。彼は仕事として必要なことをしたにも拘らず、残業をしたことを責められている。それ以来、サービス残業を引き受けるようになったという。

たまに現場を訪れるだけの雇用主は、彼にプレッシャーをかけるばかりである。

たまに元請けが様子を見に来る。窓の桟(さん)を指でなぞって、チェックして注意するだけだ。ぞうきんもって掃除もついでにしていけばいいのに。元請けは「明日、取り締まりがくるからちゃんとしておけ」と言いにくる。きちんと掃除されていないと元請けの責任になるからだ。仕事には早く行っているから文句は言われない。あとは自己満足のためにやっている。後でクレームが来ないために。仕事ってそうちゃいます?(ケース8)

結果、労働現場で起こる例外的な事態について個別の対応責任は彼が際限なく負わねばならなくなる。これらの事例は彼の置かれた弱い立場を反映していると言えよう。

働く中で多かれ少なかれ労働条件の違いや忍耐が必要とされる場面はあるものなのかもしれない。しかし、彼らの前に現れる状況の厳しさを「よくあること」だと考え、個人の忍耐

の問題だとしてよいものだろうか。そもそも労働者を追いつめるような労働関係があること を忘れてはなるまい。

2.2 職場の人間関係

前項で雇用者との関係について触れた。ここでは彼らが職場でどのような人間関係の中で働いているかを見てみよう。

ケース 2 からは、生活保護を受けていることが社会的なハンディキャップになると意識されていることが伺える。

地下鉄の清掃の仕事は身元調査があるのではないかと思う。ロッカールームなどがあるから身持ちのいい人、悪さをしない人でないと信用してもらえない。生活保護を受けていたら信用してもらえないのだと思う。(ケース 2)

調査対象者から、生活保護受給者であることを理由に実体的な差別を受けた経験は語られなかったが、次の事例からは職場での信用を得るために彼らが常に気を遣いながら働いている様子が伺える。

会社では信用されていた。会社にはコーヒーなどもあるが、カメラがあるので絶対 手はだしません。働き始めた頃は、信用の置ける人か試された。1円玉が落ちていたり、 女性社員の財布が置き忘れていたりした。あんな高学歴のしっかりした女性が財布忘 れるわけない。あれはわざとや。ちゃんと、そういうの(盗らんと)とっておいたから、 信用されたのとちゃうかな?(ケース1)

信用度を測るために会社側が1円玉を落としたり、わざと財布を置き忘れたりして試したということの真偽は定かではないが、ここで重要なのは本人の認識である。「信用されていた」ことが強調されているが、裏返せば疑いの目で見られていると感じていたということであり、その疑いを払拭するために気を遣っていたということである。また、野宿生活の経歴が差別的な対応やハンディキャップとして働く可能性もある。例えば以下のような語りが見られた。

ホームレスをしていたので 4、5 年仕事をしていない時期がある。この間の履歴があいているから就職活動の時は雇ってもらえず不利だった。6 社面接を受け、6 社目の現在の会社で最低賃金で働いている。4 社目に面接を受けた会社で働いたこともあるが、2 日目に「誰か休んだときにだけ来てくれないか」と言われた。ハローワークと役所に文句を言った。人を馬鹿にするなと思った。(ケース 8)

野宿生活者を対象とした自立支援センター入所者にとっては「センターに入所しているという事実自体が、就職に際して大きな障害となっている」[北川 2006:140] ことが指摘されている。野宿生活歴や生活保護受給が社会的なスティグマであることは疑いがない。

次の事例は生活保護受給者であることに起因する問題ではないが、一緒に働く仲間との属性の違いが障害となる場合も見られた。

マンションの清掃の仕事をする前に、カラオケ店の清掃の仕事をしていた。これは、生活保護の申請以降、就職活動をして得た仕事だった。しかし、その仕事は朝の6時半から始まり、またその前にミーティングにも出なければならなかったので、朝早くに出勤しなければならなかった。また、そこの従業員の大半が女性だったこともあって、居づらい思いをしたこともあり、仕事を辞めた。その1ヵ月後、今の仕事に就いた。(ケース 6)

それに、新聞配達は年上の人が多く、同じ年ぐらいの子がいないことも気が進まない ことの理由になっている。(ケース9)

ケース6では、女性従業員の中で馴染めなかったことが語られている。ケース9の彼は2 節で見たように、新聞配達の仕事に就いて保護が打切りになった後、仕事が続かずに野宿状態に戻ってしまったという経験を持つ。

本人の年齢や性別などの属性が職場の労働者の構成の中で浮いてしまう場合がある。ともに働く人たちとの関係のありようで疲労度や効率性といった職務遂行の難度が違ってくる。数少ない選択肢の中から苦労してようやく掴みとった仕事でも、職場になじめるかどうかはまた別の問題である。もっともこれらは働いていれば多かれ少なかれ起こりうる問題である。しかし、職業選択の余裕のない彼らが抱える心理的な負担は相対的に重いものになることに留意したい。

2.3 働き続けることにまつわる困難

ここでは働き続けることにまつわる困難について見ていく。うまく採用されて働き始めたとしても生活保護の生活条件下で働き続けることには様々な困難が伴う。まず、働くことで生じる金銭的コストの問題について見てみよう。

2.3.1 働くことで生じるコスト

生活することにコストがかかるのは言うまでもないが、その生活を支える労働そのものに コストがかかることは見逃されがちではないだろうか。うまく仕事に就くことができたとし ても働き続けるために必要な出費がある。働いていた収入に応じて保護費が減らされるので、働き続けることでかかるコストの分だけ生活は苦しくなるという悪循環が起こる⁸⁾。

仕事をしてると朝が早いから、喫茶店に行ったりコーヒーやパンを自分で買ったりするから余分な出費がある。交通費も往復540円かかるのに、80円は自分で出さなければならない。(ケース1)

生活保護費は、マンションの清掃で得られる収入を差し引いて、8万円ちょっと。家賃は、共益費や水道代込みで49,000円、来月から50,000円に上がる。電気代は5,000円以内/月で、携帯電話の料金は7,000円/月である。また、新聞の購読費は3,720円/月である。食費は、月50,000円以上ではないか。仕事のある日は、昼食代や飲み物代、煙草代等で1,000円以上はかかる。(ケース6)

このように働いていると食事や飲み物代など、外で使わなければならないお金が出て来る。 交通費について「たかが80円の自腹ではないか」と思われるかもしれない。しかし、既に 切り詰められた生活の中で、このような「たかが〇円」が降り積もってくれば気にせずには いられないだろう。また、外食をするとどうしても高くついてしまう。ケース2ではもう少 し具体的にその状況を述べており、別の問題にも言及している。

働き始めて少しすると会社で急に葬式があったときに必要だなと背広を買った。1万5千円で、結構な出費だった。仕事中、外の現場に行くときなどは会社の人とご飯を食べる流れになる。店に入ると一食1,000円ほどもして食費がばかにならない。自分だけほかのところに行くわけにも行かないし困ってしまう。仕方がないので、外に行かないときの昼ご飯はパンなどを買って近くの公園で食べて、休憩時間が終わったら会社に戻る。雨の日などは仕方がないから会社で食べていた。働いて収入が入っても保護費が減らされるので、仕事に行くだけで出費がかさむのは大変だ。朝早く弁当を作るわけにもいかない。家の中では何を食べてもいいから餅を焼いて食べるなどして済ましてしまうけど、外に出たときの食事は困る。夜作りおきしておこうにも夏場にはそれでは腐ってしまう。(ケース2)

弁当を作れば外食をしなくて済むのではないかとも言えるが、毎朝弁当を作り続けることは大変なことだし、慣れない人間にとってはさらにハードルが高い。働き出すと自炊をする余裕が無くなってしまったとの語りもあった(ケース 8)。また、職場での付き合いもあり、高い外食をせざるをえない場面もある。これは単純に金銭的なコストではなく、人間関係的なコストであると言える。

ケース2では、葬式があった場合を想定して背広を買ったというエピソードが語られてい

る。また「葬式あったらどうしようとか、香典代も気になった」という。働くということは 単に労働の対価として賃金を得るということだけではない。職場の人間関係の中で社会的な 役割を果たすことを迫られる。そのための費用も考えなければならない。

ここで本研究が対象としたのが野宿生活の経験を持つ生活保護受給者であるという側面を確認しておきたい。野宿生活を経るということは、野宿生活以前に蓄積した衣服や家具、生活雑貨などの物的資源をいったんまるまる失ってしまっているということである。生活保護開始時に必要最小限の生活資源は支給されることになっているが、果してこれが充分なものであるかどうかも考える余地がある。少なくとも1節で見た面接時に着ていく服や慶弔時の礼服などは必需品とは考えられていないのである。「自立助長」は単に意識の問題ではなく、費用面の問題も含むことが見落とされているのではなだいろうか。

2.3.2 技術的·身体的困難

ケース2では、苦労して修得した AutoCAD の技術を活かした仕事に就くことができたことが語られている。しかし、しばらく働くと彼は「CADEWA」という別の CAD を覚えることを要求された。

今年の春ごろからある会社に就職できた。講習で習得した AutoCAD を活かす仕事に やっとつけた。しかししばらく働くと「CADEWA」という設備関係の別の CAD を覚えてくれと言われた。AutoCAD は平面の図面だったが、「CADEWA」は 3D で建物内の配管の設置などが立体的にわかるようになっている。ノルマ制だったため、「できましたかー?他の人はできてますよ」とせかされた。他に働いているのは 20 代の女の子とか若い人ばかりだった。若い人はパソコンを習得するのが早い。自分は手順を1回で覚えることはできない。精神的に会社に行くのがしんどくなり、今年初夏、自分からもう無理ですと伝えた。(ケース 2)

AutoCADですら苦労して習得したというのに、すぐに別のものも習得しろという要求は彼にとって大変な負担であったことが予測できる。新しい技術への順応の早い若者たちに囲まれ、ノルマに急かされて彼はその職場で働き続けることを断念している。彼は AutoCAD を活かせる仕事を探し続けているが、次も同じようなことが起こる可能性は否定できない。

また、同じ作業であっても、健康や体力的な問題から続けることが困難になることもある。

清掃しているマンションは 10 階以上あるが、1 人で仕事をこなしている。(1 人でするから) きつい。時給 800 円で、月に5万円ほどの収入がある。本当は毎日仕事に行きたいが、腰が痛くて(椎間板ヘルニアの影響)なかなかできない。(毎日仕事して) 自立できたらいいけど、年齢的にも難しいからなぁ。(ケース 6)

1階に住んでいて、工場が隣にあるので昼間はうるさいし窓は閉めないといけないしで、大変だ。そんな環境で昼間寝られないので腰が痛いこともあって仕事は辞めた。(ケース 1)

生活保護の受給に至るには様々な理由がある。仕事を失うことはその理由の一つである。 年齢や健康上の問題、技術革新のような社会変化への対応困難などがその背景にある。生活 保護受給者は自分の置かれた状況を考慮し、少ない選択肢の中から仕事を見つけ、さらに働 き続けるよう努力する必要がある。

3 労働への意味付け

ここではデータは少ないが、生活保護受給者の労働への意味付けについて確認する。生活保護受給者も65歳になると就労指導を受けなくなる。これまで見てきたように彼らが就ける仕事で最低生活水準以上の収入を得ることは難しい。既に高齢であったり、高齢に差し掛かっている対象者にとって就労は65歳になるまでの義務的なものなのだろうか。

事例の中には働くことに生計維持のための金銭的な役割以上の意義を見出していることを 伺わせるものが見られた。

仕事をしないとハリがなくなる。死んでしまうんちゃうか?と思う。元気なときはお役に立ちたいと思っている。刑務所みたいにどんな軽作業でもいいから仕事がもらえたらいいのに。悪いことをしないと仕事がもらえない。今、ネットカフェとかに泊まっている若者も仕事があれば、1泊でもできるのに。強制的に国が仕事をつくればいいのにと思う。(ケース 2)

現在は仕事をしていない。センターで知り合ったかつての仕事仲間から、「(生活保護を受けているなら) 仕事は何かあったらアカンからやめとけ」と言われているからしていない。それでもセンターに顔を出して仕事を探している。仕事があればしたい。(ケース 3)

これらの事例を見ると、働くことは生きがいとも関係しているとわかる。ケース2では、自分にできる仕事がないことに大いに不満を感じていることが語られている。ケース3の対象者は70歳を過ぎており、実際に働くまではいかないまでも、かつて従事していた建設労働の求人の様子を見に出かけている。2節で見たようにケース8の対象者はサービス残業や時間外労働を強いられ、忍耐を強いられている。それにも拘らず彼は「仕事はメリットのひ

とつだ。不満はあるけれど」(ケース8)と語っていた。

65歳になるまでは就労のプレッシャーをかけられ、65歳を過ぎると就労を求められない。働いているという事実のみが問題とされ、働くことの中身については考えられない。このことは現代社会の労働観と関係している。

4 考察——潜在的なコストの問題

求職活動の実態と実際に就労機会を得た後の仕事の実態、労働への意味付けについて見てきた。その結果、生活保護受給者が就労するために様々な障害があることがわかった。本研究が対象とした人々は生活保護受給以前に野宿生活を経験しており、単身の比較的高齢の男性の事例に偏っている。しかし、生活保護受給者の就労実態について一般化可能な知見も得られた。また、これは生活保護受給者以外の社会的に不利な立場に置かれた人々にも共通することでもある。本研究が対象とした人々は高齢であったり健康上の問題を抱えたりしている人々であり、自分の置かれた状況を考慮した上で求職活動を行い、働ける範囲内で働くことを目指す。「働ける範囲で働く」というと、いくらかの余裕を持って働くことであるように思われるかもしれない。しかし、実際には余裕を残していては働くこと自体が難しいという実態が生活誌から見えてきた。

特に仕事探しや働くことにまつわるコストの問題は見逃されがちなことではないだろうか。物的・金銭的な資源の充分な蓄積がある者にとっては問題にもならないことかもしれないが、これらを自明としていることの落とし穴がここにある。いくら節約しても追いつかない部分が残ってしまう。本稿で見てきた事例の一部からも、生活保護費を切り詰めながら暮らしている様子が垣間見える。自炊することも節約のための手段の一つだ。しかし、働き始めることで自炊が困難になり、かえって生活が逼迫するという状況も見られる。これは家事を分担する家族がいるかどうかに関わることでもある。

また、いざ働きはじめたとしても、その仕事内容や労働条件は良好であるとは言いがたい。働くことには多かれ少なかれ我慢や忍耐が伴うのだとしても、それらの中身を検討してみるべきなのではないだろうか。身体的・精神的条件、資格や能力といった技術的条件などのポテンシャルは人によって異なる。条件を満たせない場合や、条件を満たすことが一般に考えられている以上に困難を伴う場合もある。無理に働こうとして生活基盤が崩れてしまう危険性もある。

野宿生活は仕事や物的資源だけでなく、それまで築いていた人間関係も失わせる。アパート自立や生活保護を受給した元野宿生活者が再び野宿生活に戻ってしまう背景には「潜在的なコスト」を埋め合わせるための「潜在的な資源」が欠けていることが関係しているのではないだろうか。松本一郎 [2009] は就労自立を果たした元自立支援センター入所者が再度野宿生活に至るまでの過程を明らかにしている。この過程を見ると、本稿で見てきたのと通ずる

問題があるように思われる。単に仕事があるだけでは問題は解決しない。野宿生活に戻らず にそれぞれが自分の生活を営んでいける生活基盤を築くための支援が必要である。

櫻田和也は若年不安定就労・不安定住居者、いわゆる「ネットカフェ難民」に「いったん崩れかけた生計をたてなおすために働こうとすることでかえって生計の破綻を招きかねないという逆説的な事実」[櫻田 2008:67]があることを指摘し、そのメカニズムを説明している。反貧困運動に取り組む湯浅誠⁹ は金銭的、人間関係、精神的さまざまな側面での「溜め」の少なさが人々を貧困へ追いやるのだと主張している[湯浅 2007]。このように生活基盤が脆弱な状態での就労が現状を悪化させることは窮乏層に通底する問題であると言える。

働くことは生き甲斐とも関係している。2001年のNPO釜ヶ崎の会報でのスタッフによる福祉相談報告を見ると、脱野宿後の生活保護受給者が「生き甲斐の喪失」や「ひきこもり」の問題を抱えていることや、「生き甲斐就労」の可能性に言及されている[NPO釜ヶ崎2001]。社会参加の機会を提供し、生活を豊かにするような雇用の創出が考えられないだろうか。

無償で利用可能な職業訓練の機会と種類を増やすことも必要だろう。資格や技術が実際に 就労と結びつくことは本稿の事例で見た通りである。

おわりに

最後に本稿の限界と今後の課題について触れておく。本稿の議論の中ではケース4について扱うことができなかった。知的障害を持ち、授産施設で働くという状況をその他の事例とともに論ずることができなかった。しかし、この問題は決して看過されてよいものではない。NPO釜ヶ崎の報告によれば、相談者に知的障害・発達障害を持つ人が増えているという[NPO釜ヶ崎 2007]。障害者が置かれている困難な状況はまだまだ潜在的であると認識すべきである。

労働への意味付けについて、初対面の調査者に対してどこまで本音を語ってくれたかは分からない。また、現代社会における労働の価値の中身を検討する必要もあるだろう。素朴な勤勉倫理は社会的な弱者に対する暴力として働きかねない。資本主義社会においては労働が生活上の他のことより重視されがちであることに注意する必要があるし、就労以外の社会参加の意義も認識するべきではないだろうか。多様な社会参加が豊かな生活基盤を築くよすがとなるはずである。地域生活を当たり前に送れることは、当たり前に働くことの支えともなる。一般的に自明視されて潜在的になっているコストが、不利な立場に置かれた人々にとっては大きなハードルとなりうるという認識が求められる。これらの取り組みを具体化するためには生活保護受給者や窮乏層が置かれた状況の困難を様々な場面について明らかにし、多面的に把握していく作業が必要である。本稿がその一助となれば幸いである。

[注]

- 1) 生活保護は1.生活扶助、2.教育扶助、3.住宅扶助、4.医療扶助、5.介護扶助、6.出産扶助、7.生業扶助、8. 葬祭扶助の8種からなり、必要に応じてこれらを組み合わせて支給される。したがって、「医療扶助のみの支給」というパターンもある。本稿で対象とするのは少なくとも生活扶助と住宅扶助を併せて受給する生活保護受給者である。
- 2) 野宿生活者への政策的対応、生活保護運用の歴史や実態については高間満[2006]に詳しい。
- 3) 調査結果は『生活保護受給者の生活と支援の現状——NPO 釜ヶ崎の福祉相談者の事例をもとに』[大阪市立大学社会学教室 2009]としてまとめた。本稿で用いる生活誌データはこの報告書に資料として収録されている。報告書に収録した資料には、NPO 釜ヶ崎を経て居宅保護を受給している人への聞き取り調査(居宅保護調査)、NPO 釜ヶ崎福祉相談部門を訪れた人の相談内容の記録(相談記録)、相談者に対する NPO 釜ヶ崎スタッフによる支援方針の記録(支援の方針)の3つが含まれるが、本稿が用いるのは居宅保護調査のものである。
- 4) ケース番号は本稿のために振り直してある。それぞれのケースは報告書ではケース 1 から順に事例 2、 事例 5、事例 6、事例 11、事例 14、事例 15、事例 19、事例 20、事例 21 に相当する。
- 5) 障害者手帳の取得は生活保護受給の決め手となったり、活用できる社会資源を増やすことにつながる。このことは報告書の事例の中にも見られる。
- 6) CADとはコンピュータを用いた設計のこと。JWCAD、AutoCADはその中でも建築の分野でよく用いられる。
- 7) ケース2の対象者は、月給は11万円でそこから健康保険と失業保険が引かれたものが手取りであり、 交通費が1万円まで支給されたとのこと。他の対象者たちと比べて彼が相対的に「好条件」の仕事に就 けたのはCADの技術を持っているためである。この会社を退職後に探している仕事もCADの技術を 活かせるため、時給相場が1000円以上と相対的に高賃金である。
- 8) 収入と同額の保護費が差し引かれるわけではない。しかし、働き続けるためには、収入による生活費の増額分は少なすぎるのである。
- 9) NPO 自立生活サポートセンター・もやい事務局長。

[参考文献]

朝比奈朋子、2007「生活保護世帯における女性就労の特徴について」『川村学園女子大学研究紀要』18 (2):75-94

北川由紀彦、2006「野宿者の再選別過程——東京都『自立支援センター』利用者聞き取り調査から」 狩谷 あゆみ編『不埒な希望——ホームレス/寄せ場をめぐる社会学』 松籟社:119-160

松本一郎、2009「退所前後の状況とその後野宿生活へ至るまでの過程」就労問題研究会自立支援事業聞き取り調査チーム『都区自立支援センター利用経験者路上聞き取り調査報告書』:79-120

西澤晃彦、2005「貧者の領域」『現代思想』青土社、33(1):86-95

NPO 釜ヶ崎、2007『福祉部門事業報告』

大阪市立大学文学部社会学教室、2009『生活保護受給者の生活と支援の現状——NPO 釜ヶ崎の福祉相談者の事例をもとに』(2008 年度「社会学実習 b」報告書)

櫻田和也、2008「不安定労働における時間・空間・生計の破綻」特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構・大阪市立大学大学院創造都市研究科『「若年不安定就労・不安定住居者聞取り調査」報告書——「若年ホームレス生活者」への支援の模索』:67-79

高間満、2006「ホームレス問題の歴史・現状・課題」『神戸学院総合リハビリテーション研究』1 (1):135-147 湯浅誠、2007『貧困襲来』山吹書店

[参考資料]

ハローワーク梅田、2008「梅田所管内・大阪府内の求人倍率・求人求職賃金(職種別)」http://www.osakarodo.go.jp/hw/umeda/tokei/syokugyobetu.xls(2008年12月27日)

大阪就労福祉居住問題調査研究会、2007『もう一つのホームレス全国調査――ホームレス「自立支援法」中間見直しをきっかけに』http://www.osaka-sfk.com/homeless/leaflet2007.pdf(2009 年 3 月 25 日)NPO 釜ヶ崎、2001『会報 NPO 釜ヶ崎』4、http://www.npokama.org/(2009 年 3 月 25 日)

大阪市立大学大学院後期博士課程 わたなべ たくや